

2026年4月13日

各 位

会 社 名 株式会社バッファロー  
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員CEO 牧 寛之  
(コード番号: 6676)  
問 合 せ 先 社長室長 富谷 英人  
電 話 03-4213-1122

## 執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2026年5月13日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 26,900株
(3) 処分価額	1株につき2,470円
(4) 処分総額	66,443,000円
(5) 割当予定先	執行役員18名 26,900株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び当社の執行役員を対象とする報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員18名（以下「対象執行役員」といいます。）に対し、本制度の目的、対象執行役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、対象執行役員に金銭報酬債権合計66,443,000円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式26,900株を処分することを決議いたしました。

##### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象執行役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

##### (1) 譲渡制限期間

対象執行役員は、2026年5月13日（割当日）から2029年3月31日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

##### (2) 譲渡制限の解除条件

対象執行役員が、2026年4月1日から2029年3月31日までの間（以下「役務提供期間」といいます。）

す。) 、継続して、当社の執行役員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。ただし、対象執行役員が、役務提供期間中に、死亡その他当社が正当と認める理由により当社の執行役員を退任した場合、当該退任日の翌日をもって、2026年4月から当該退任日を含む月までの月数を36で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

### (3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象執行役員が当社の執行役員を退任した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象執行役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、2026年4月から組織再編等承認日を含む月までの月数を36で除した数(ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。)に、当該時点において保有する本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

## 3. 払込価額の算定根拠及びその内容

対象執行役員に対する譲渡制限付株式報酬に係る本自己株式処分については、対象執行役員に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、本日開催の取締役会の前営業日(2026年4月10日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,470円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象執行役員にとって特に有利な金額には該当しないと考えております。

以 上